

# 上場会社役員ガバナンスフォーラム™ セミナー

協賛 TMI総合法律事務所・新日本有限責任監査法人・宝印刷株式会社

2015年7月16日(木)開催

第二部 16:10~17:40

第一部 14:30~16:00

～ガバナンスコードは“準用”されるのか？  
どこまでやるべきか？～

## 持株会社の子会社、 未上場子会社のガバナンス

【講師】 青山学院大学国際マネジメント研究科  
教授 北川 哲雄 様

【内容】 2015年6月1日から実施されるコーポレートガバナンス・コードは上場会社に適用されます。近年、持株会社体制に移行する企業グループが相次いでいますが、同コードが適用されるのはあくまで「持株会社」であり、その傘下の未上場の子会社ではありません。これは、持株会社制度を採用していない企業グループの未上場子会社についても同じことが言えます。しかし、「企業グループ全体のガバナンス」を考えた場合、巨大な子会社やグループの中で重要なポジションを占める子会社等のガバナンスが重要であることは間違いないでしょう。

本セミナーでは、コーポレートガバナンス・コードが適用されない未上場の子会社はどこまでガバナンス体制を整えるべきなのかという点について、コーポレートガバナンス分野の第一人者であり、伊藤レポートの作成メンバーでもあった青山学院大学の北川哲雄教授に解説していただきます。また、企業グループのタイプ別のガバナンスや、海外の事例にも言及していただきます。

～親会社役員・子会社役員、  
それぞれの視点から見た会社法改正～

## 会社法改正が グループガバナンスに与える影響

【講師】 TMI総合法律事務所  
パートナー弁護士 葉玉 匡美 様

【内容】 2015年5月1日に施行された改正会社法には、大会社である取締役会設置会社における「グループとしての内部統制システム」の整備が明記されました。これは、あくまで親会社側の問題であり、子会社自体に内部統制システムの整備を求めるといったものではありません。そこで、親会社の役員としては取締役会で具体的にどのような決議を行うことが求められ、それを受け、子会社ではどういった対応が必要になるのかが気になるところです。とりわけ100%子会社の場合、親会社の株主が子会社の役員の責任を直接追及できるようになることから（「多重代表訴訟制度」の導入）、これまで後回しにされてきた子会社のガバナンス体制の整備にも、今後は力を入れざるを得ません。

本セミナーでは、会社法改正がグループガバナンスに与える影響について、親会社役員の視点と子会社役員の視点の双方の切り口から、会社法起草メンバーでもあり、会社法を知り尽くすTMI総合法律事務所の葉玉匡美弁護士に解説いただきます。

### セミナー内容および開催日程

会場および定員 会場・・・六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 セミナールーム  
定員・・・50名 ※定員に到達次第締め切り

セミナー名	講師	開催日時	料金
～ガバナンスコードは“準用”されるのか？ どこまでやるべきか？～ <b>持株会社の子会社、 未上場子会社のガバナンス</b>	青山学院大学 国際マネジメント研究科 教授 北川 哲雄 様 (きたがわてつお)	2015年 7月16日(木) 14:30～16:00	当フォーラム会員… <b>無料</b>
～親会社役員・子会社役員、 それぞれの視点から見た会社法改正～ <b>会社法改正が グループガバナンスに与える影響</b>	TMI総合法律事務所 弁護士 葉玉 匡美 様 (はだままさみ)	2015年 7月16日(木) 16:10～17:40	会員以外の方… <b>2万円(税込)</b>